

長浜市告示第132号

長浜市すこやか出産支援事業補助金交付要綱（平成27年長浜市告示第77号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項本文中「、特定不妊治療」を削り、同項ただし書を削り、同項第2号中「事実婚関係」の次に「（長浜市パートナーシップの宣誓に関する要綱（令和6年長浜市告示第131号）第7条の規定により受領証等の交付を受けた者を含む。）」を加え、同項第5号ただし書を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	一般不妊治療	不育症治療
補助対象経費	一般不妊症にかかる検査及び治療に要した本人負担額。ただし、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者にあつては、医療保険が適用されない費用の本人負担額とする。	不育症にかかる検査（滋賀県不育症検査費用助成対象検査（滋賀県不育症検査費用助成実施要綱（令和3年8月16日付滋健寿第1175号）第2条に規定する検査をいう。）を除く。）及び治療に要した本人負担額。ただし、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者にあつては、医療保険が適用されない費用の本人負担額とする。
補助率	2分の1	2分の1
補助限度額	1回の申請につき5万円	1回の申請につき医療保険適用の場合は5万円とし、医療保険適用外の場合にあつては、10万円とする。

年度当たりの補助回数	1回		1回	
43歳になるまでの通算補助回数	2回		40歳未満	6回
			40歳以上43歳未満	3回
	43歳以上	なし	43歳以上	なし
申請時期	治療が終了した日の属する年度又は翌年度において、当該日から速やかに		治療が終了した日の属する年度又は翌年度において、当該日から速やかに	

備考 43歳になるまでの通算補助回数の項中の年齢は、治療開始時における妻の年齢とする。

別表第2の共通の項中

「

- 1 夫婦それぞれの市税及び国民健康保険料（税）の完納を証する書類
- 2 戸籍謄本。ただし、夫婦共に長浜市に住民登録があり、同一世帯の場合は省略できる。
- 3 事実婚関係である場合は、次に掲げる書類
 - (1) 戸籍謄本及び住民票。ただし、住民票は長浜市に住民登録がある場合は省略できる。
 - (2) 事実婚関係に関する申立書（様式第5号）

」

を

「

- 1 夫婦それぞれの市税及び国民健康保険料（税）の完納を証する書類
- 2 戸籍謄本。ただし、夫婦共に長浜市に住民登録があり、同一世帯の場合は省略できる。
- 3 事実婚関係である場合は、次に掲げる書類
 - (1) 戸籍謄本（外国籍の場合は婚姻具備証明書）及び住民票。ただし、住民票は長浜市に住民登録がある場合は省略できる。
 - (2) 事実婚関係に関する申立書（様式第5号）
- 4 パートナーシップ関係である場合は、長浜市パートナーシップ宣誓書受領証又は長浜市パートナーシップ宣誓書受領証カード

」

に改め、同表特定不妊治療の項を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

長浜市すこやか出産支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者兼請求者 住所 〒 _____

氏名 _____

電話 _____

長浜市すこやか出産支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請及び請求します。また、補助金交付の審査のため必要な範囲で、住民基本台帳並びに市税及び国民健康保険料（税）の納付に関する資料を閲覧されることに同意します。なお、助成の適否を判断するために必要な場合は、他の地方公共団体に照会又は提供を行うこと、及び医療機関等に照会することについて承諾します。

	氏名	生年月日	加入医療保険
夫		昭和 年 月 日 平成 (歳)	国保・健保・共済 その他
妻		昭和 年 月 日 平成 (歳)	国保・健保・共済 その他
住所 (2)	(単身赴任等で夫婦の住所が異なる場合に記入) 〒 _____		電話 () _____
申請金額 _____ 円			
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
	預金種別	普通 ふりがな 当座 口座名義人	
	口座番号	_____	(右詰記入)
今回の治療にかかる補助金等を他の地方公共団体から受けていますか。 はい・ いいえ			

(添付書類)

共通	<ol style="list-style-type: none"> 夫婦それぞれの市税及び国民健康保険料（税）の完納を証する書類 戸籍謄本（夫婦共に長浜市に住民登録があり同一世帯の場合は不要） 事実婚関係である場合は、次の書類 <ol style="list-style-type: none"> 戸籍謄本（外国籍の場合は婚姻具備証明書）及び住民票（住民票は長浜市に住民登録がある場合は不要） 事実婚関係に関する申立書 パートナーシップ関係である場合は、長浜市パートナーシップ宣誓書受領証又は長浜市パートナーシップ宣誓書受領証カード
一般不妊治療	<ol style="list-style-type: none"> 長浜市すこやか出産支援事業受診等証明書（一般不妊治療） 院外処方がある場合は、領収書及び調剤明細書など処方された薬剤の名称がわかるもの
不育症治療	<ol style="list-style-type: none"> 長浜市すこやか出産支援事業受診等証明書（不育症治療） 院外処方がある場合は、領収書及び調剤明細書など処方された薬剤の名称がわかるもの

(以下、市職員記入欄)

申請受理年月日		(承認・不承認) 決定年月日		
申請年度回数	年度 回目	申請回数	通算 年目	申請回数 通算 回目
加入医療保険確認記録		夫 (国・社・共・他)		妻 (国・社・共・他)

様式第5号を次のように改める。

事実婚関係に関する申立書

年 月 日

下記二名については、事実婚関係にあります。

① 申請者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 申請者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

①②は治療の結果、出生した子について認知することを了解しています。

(パートナーシップ関係である場合には記入不要)

はい ・ いいえ

長浜市長 あて

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。